主

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告代理人前野宗俊の上告理由第一点及び第二点について

原審の適法に確定した事実関係によれば、被上告人の施行した本件溜池の堤塘工事は、臨時石炭鉱害復旧法に基づく復旧工事であり、鉱害が復旧されたことによって目的を達成し、その構造上に欠陥もなく、被上告人が同種工事を継続又は反復することは予定されていない、というのである。

右の事実関係の下において、被上告人が本件溜池を本件工事終了後も事実上管理 しているものとは認められないとし、したがって、本件溜池で発生した本件事故に つき、被上告人は、国家賠償法二条一項の規定する賠償責任を負うものではないと した原審の判断は、正当として是認することができる。所論引用の判例は、所論の 趣旨を判示したものではなく、原判決に所論の違法はない。論旨は、独自の見解に 立って原判決を論難するものにすぎず、採用することができない。

その余の上告理由について

所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。論旨は、原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するか、又は独自の見解に立って原判決を論難するものにすぎず、採用することができない。

よって、民訴法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 園 部 逸 夫

裁判官	坂	上	壽	夫
裁判官	貞	家	克	己
裁判官	佐	藤	庄 市	郎
裁判官	可	部	恒	雄